

第1類 総規

第1章 組合設立

○日向東臼杵広域連合規約

（平成13年3月23日宮崎県シレイ 217-1310）

（一部改正 平成17年12月28日宮崎県シレイ 22490-133）

（一部改正 平成18年2月15日宮崎県シレイ 22490-158）

（一部改正 平成19年2月26日宮崎県シレイ 22490-702）

（一部改正 平成19年3月30日宮崎県シレイ 22490-738）

（一部改正 平成19年11月6日宮崎県シレイ 22490-647）

（一部改正 平成26年2月12日宮崎県シレイ 21950-2333）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、日向市、門川町、美郷町、諸塚村及び椎葉村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- （1）一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務
- （2）火葬場の設置、管理及び運営に関する事務
- （3）ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

2 前項に規定する事務を共同処理する市町村は、別表の市町村の欄に掲げるとおりとする。

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- （1）一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- （2）火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- （3）ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- （4）広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、日向市大字富高2192番地に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、17人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の議会において選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 日向市 8人
- (2) 門川町 3人
- (3) 美郷町 2人
- (4) 諸塚村 2人
- (5) 椎葉村 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人、副長及び会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関等の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村長をもって充てる。

4 副長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の副市町村長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。

2 副長の任期は、関係市町村の副市町村長としての任期による。

（職員）

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者によっては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者によっては広域連合議員の任期による。

（公平委員会）

第17条 広域連合に、公平委員会を置く。

- 2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。
- 3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的に能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
- 4 公平委員の任期は、4年とする。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び県の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他
- 2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 広域連合は、平成13年3月31日をもって解散する日向地区衛生施設組合の事務及び財産を承継する。
- 3 広域連合長が選任されるまでの間、解散した日向地区衛生施設組合の解散時の管理者が、日向東臼杵南部広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。収入役においても同様とする。

附 則

- 1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成18年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成17年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成18年2月25日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成18年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成17年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- （助役に関する経過措置）
- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日に、副長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成19年11月6日）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

第1類 総規（日向東白杵広域連合規約）

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

別 表（第4条、第18条関係）

| 区 分 | 市 町 村 | 負 担 割 合 | |
|----------------------------------|-----------------------------|--------------|-------------------------------|
| 1 一般廃棄物最終処分場の設置、 管理及び運営に関する事務 | 門川町、美郷町、 諸塚村、椎葉村 | 運営管理費 | 均等割 20% 利用割 80% |
| | | 建設費 | 均等割 20% 人口割 80% |
| 2 火葬場の設置、管理及び運営 に関する事務 | 日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、 椎葉村 | 運営管理費 | 均等割 20% 利用割 80% |
| | | 建設費 | 均等割 20% 人口割 80% |
| 3 ごみ処理施設の設置、管理及 び運営に関する事務 | 日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、 椎葉村 | 運営管理費 | 均等割 25% 利用割 75% |
| | | 建設費 | 均等割 20% 人口割 10% 利用割 70% |
| 4 一般管理事務 | 日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、 椎葉村 | 議会費及び 総務費 | 均等割 20% 事業費割 80% |

備考

市町村の負担金の額は、区分の欄に掲げる事務に要する経費ごとに、それぞれの負担割合の欄に掲げる割合を乗じた額を基礎額とし、次のとおり算出するものとする。

- 1 均等割の額 基礎額を、市町村の欄に掲げる市町村の数で除した額
- 2 利用割の額 基礎額に、各区分の事務に係る施設ごとのその当該年度の前3年度における利用実績の総数に対する当該市町村の利用実績数の割合を乗じた額
- 3 人口割の額 基礎額に、各区分の事務に係る当該年度の前年度の10月1日の市町村の現住人口（区分2の事務においては、椎葉村の人口のうち、尾向区、大河内区、不土野区、尾八重区、鹿野遊区及び仲塔区を除く。）の総数に対する当該市町村の現住人口の割合を乗じた額
- 4 事業費割の額 次の①から③により区分ごとに計算したA、B、Cを合計した額

| | | | | |
|------|--|--|---|--------------------|
| | | 区分1における | | |
| | $\frac{\text{区分1の経費合計}}{\text{区分1、2、3の経費の合計}}$ | $\frac{\text{当該市町村の運営管理費}}{\text{区分1の運営管理費の合計}}$ | = | A（区分1の当該市町村の事業費割額） |
| ①基礎額 | × | | | |
| | | 区分2における | | |
| | $\frac{\text{区分2の経費合計}}{\text{区分1、2、3の経費の合計}}$ | $\frac{\text{当該市町村の運営管理費}}{\text{区分2の運営管理費の合計}}$ | = | B（区分2の当該市町村の事業費割額） |
| ②基礎額 | × | | | |
| | | 区分3における | | |
| | $\frac{\text{区分3の経費合計}}{\text{区分1、2、3の経費の合計}}$ | $\frac{\text{当該市町村の運営管理費}}{\text{区分3の運営管理費の合計}}$ | = | C（区分3の当該市町村の事業費割額） |
| ③基礎額 | × | | | |

○日向東臼杵広域連合の休日定める条例

（平成26年2月26日条例第1号）

日向東臼杵南部広域連合の休日定める条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、広域連合の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この条例の施行については、日向市の休日定める条例（平成2年日向市条例第10号）を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは、「広域連合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。